

平成21年度 第4回  
東京都商品等安全対策協議会

平成21年11月18日(水)

都庁第一本庁舎 42階特別会議室B

## 15時00分開会

**生活安全課長** 皆様、こんにちは。定刻の15時になりましたので、ただいまから平成21年度第4回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、皆様、大変ご多用のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

生活安全課長の荒木でございます。

この協議会も、本日でいよいよ第4回、最終回を迎えました。そこで、本日はマスコミの方にフルオープンとさせていただきますので、その点、よろしくご了解いただきたいと思います。

それでは、議事に先立ちまして、お手元の配付資料を確認させていただきます。

本日は、資料は少ないのですが、「子供に対するライターの安全対策 報告書(案)」があります。これをご審議いただいて、ほかの資料は後ほど順次配らせていただきます。

それから、前回の第3回の議事録を机上に置かせていただいております。なお、この議事録は、1月10日にホームページにアップされております。

本日は、委員の皆様、特別委員の皆様、全員おそろいでございます。そこで、事前に配付しましたが、この協議会が検討しておりますライターに関する関連の記事を置かせていただきました。この協議会に関係があるもの、それから、過日、お子さんの痛ましい事故が起きましたが、その記事も付けさせていただきます。ご参考にしていただければと思います。

では、ここからは詫間会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**詫間会長** ありがとうございます。おかげさまで、第4回最終回の協議会に入らせていただきたいと存じますが、お手元に「子供に対するライターの安全対策 報告書(案)」をお配りしております。東京都では、「こども」は「子供」と漢字で書くということのようです。今、いろいろな表記の仕方がありまして、「子ども」としているところもありますし、「こども」としている省庁もあります。

事前にお送りいたしましたと存じますので、記憶に残っておられる部分もあると思いますが、特にご意見をいろいろいただいて、反映した部分は赤でわかるように文中に明記されておりますので、その辺を注意しながらお読みいただければと思います。

これを直接いろいろと調整してまとめていただきました丹野係長さんから、ご説明を簡単にお願ひできればと思います。

**安全担当係長** 安全担当の丹野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「東京都商品等安全対策協議会案」についてご説明いたします。

お手元にあります「子供に対するライターの安全対策報告書(案)」をご覧ください。この報告書案は、皆様に2度にわたりご確認をいただきまして、その際にいただいたご意見は、ほぼこの案に盛り

込んでおります。皆様には、お忙しいところ、大変お手数をおかけしました。本当にありがとうございました。

内容につきましては、既にご確認いただいておりますので、私からは、報告書案の全体の流れと、前回の協議会でお示しました報告書の素案から大きく変更になったところについて簡単にご説明いたします。

まず、報告書案の赤い字になっている部分ですが、こちらが報告書の素案から修正が入った部分です。まず表題の部分から赤字が入っておりまして、前回までは「ライターの子供に対する安全対策」という表題でしたが、より誤解がなく、日本語としてわかりやすくするという意味で、「子供に対するライターの安全対策」ということで表題を改めております。こちらにつきましては、1度目のご確認の際にご意見をいただきまして、それを反映させていただいております。

表紙を1枚おめくりいただきますと、裏面には、詫間会長からのご挨拶をいただいております。

次のページからが目次です。この報告書案については、まず1として「子供に対するライターの安全対策の必要性」、2として「子供に対するライターの安全対策における現状と課題」、次のページの3の「子供に対するライターの安全対策に係る今後の取組についての提言」という3部で構成されております。

それでは、1ページ目をご覧ください。まず、初めの4行が赤書きになっておりますが、こちらは、前回までは、平成10年から19年までの過去10年間のデータを記載させていただいておりましたが、清水委員より最新の平成11年から20年までのデータをいただきまして、今回はそちらに差し替えております。なお、ここで用いているデータは、この文章中にもありますとおり、火遊びによる火災の中で、行為者の年齢が明らかになったもの、その中のうちで12歳以下の子供によるもののみということで、最初の4行はそういったデータでまとめております。

以前のデータも、火遊びによる火災のうちライターを使用したものが72%でしたが、新しくなったデータでも72%でした。これは偶然だと思いますが、7割以上を占めることについては変わりませんでした。

このページの一番下のところ、ライターの安全対策の必要性ということですが、まず1つ目が、「子供のライター使用による火災の件数は、一向に減少していない。」こと、2つ目として、「このような火災は死者・負傷者を招き、建物が延焼するような重大な事故につながるケースが多い。」こと、また、3つ目としては、「日本には、欧米などのようなチャイルドレジスタンス機能に関する規制がないため、子供でも簡単に操作できるライターが流通している。」ということ、その3点を挙げております。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページの中ほどの赤くなっている部分ですが、こちらは、1

ページの冒頭に記載しました過去の10年間のデータを、グラフを用いて再度掲載しております。それ以降は、10年間まとめてではなく、各年のデータということで東京消防庁の清水委員からご提供いただいたデータをまとめさせていただいておりますが、それ以降の各年につきましては、基本的には、火遊びによる火災ということですので、子供の年齢は14歳未満が原則になっております。ただ、14歳未満の子供であり、しかも、14歳未満の子供であると推定される件数まで入っておりますので、こちらのとらえ方のほうが、先ほど申し上げました10年間まとめてとったデータ、こちらは子供の年齢が明らかなものですので、それよりもかなり全体の数は多くなっております。ということで、10年間でトータル711件でしたが、各年で見ると、例えば平成20年であれば168件という少し多めの数になっているのはそういう意味でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、平成20年、昨年に1歳と2歳 前回までは死者2名ということだけでお子さんの年齢がわかりませんでした。清水委員からご提供いただきまして、1歳の男の子、2歳の男の子が亡くなった事例でした。机上に置かせていただいた資料のほうも、1歳と2歳のお子さんということで、こうした痛ましい事故が発生していることを記載させていただいております。

続きまして、6ページの中ほどからは、全国の消費生活センターに寄せられた相談状況があります。こちらでは、子供がライターを玩具のようにいじっていて火傷を負っている事例が多数挙がっております。

そして、8ページでは、私ども生活文化スポーツ局で実施しましたインターネット消費者アンケート調査によって、ライターについて記述があったものについて紹介しております。こちらでは、子供がライターで遊んでいたりと、また、ライターを誤って使用してしまうなどして火傷を負った、または、負いそうになった、いわゆるヒヤリ・ハット事例が挙がっております。また、先ほどの事例でもありましたが、1歳や2歳のお子さんでもライターを操作しているという実態がわかってまいりました。

続きまして、10ページからは、海外の状況ということで、特にアメリカとEUの状況を中心に記載させていただいております。特にアメリカでは、平成6年から規制を開始し、その4年後の平成10年には死傷事故がほぼ半減するという効果を上げています。同じくEUでは、平成18年から加盟国25カ国で規制を義務化、その他オーストラリア、ニュージーランドなどでも同様の規制をしているということをご述べさせていただいております。

続きまして、14ページからは、2の「子供に対するライターの安全対策における現状と課題」ということで、まず(1)の「行為者年齢別にみた火遊びによる火災の実態」、こちらからは17ページのオに記載してありますが、国内においては、小さいお子さんが火遊びの行為者となってしまった場合に

は死傷者発生率が高いということで、未就学児への対策が特に必要ではないかということ述べております。こちらは、アメリカやEUの規制の状況、4歳3カ月未満という数字とも整合がとれているのではないかと思います。

先ほど、データの中で、特にご注意くださいところは、16ページのエの「ライターを使用した火遊びによる火災の行為者年齢別発生状況」ですが、こちら過去10年間のデータを見ておりますので、このデータについては、先ほど申し上げましたとおり、火遊びの中でも12歳以下のお子さんによるもの、また、火遊びの中で行為者年齢が明らかなもののみを取り上げて分析しております。

続きまして、17ページの(2)「国内に流通するライターの状況」です。こちらは、初めのほうで、「ライターの分類」ということで説明させていただきまして、22ページから23ページにかけて、課題を記載しております。まず、国内には、年間約6億個以上のライターが流通し、ライターは生活の中で身近に数多く存在しており、国内に流通するライターは供給過剰ぎみであることが懸念される。また、流通量の8割を安価な輸入品が占めているということで、仮にライターに関する規制を行う場合には、これらについては十分に考慮する必要があるということ述べております。

続きまして、23ページからの(3)「国内に流通するライターに関する規制の状況」ということで、こちらでは、国内には、まず、ライターの安全対策に関する法的な規制はありません。また、チャイルドレジスタンス以外の安全基準については、仲野委員がいらっしゃる日本喫煙具協会の自主基準や、任意団体である製品安全協会の認定基準がありますが、これらの基準が適用されるのは、国内に流通するライターの半分でしかないことが推定されております。

また、26ページからは、既存の法律で仮にライターを規制するとした場合、対応することができる可能性がある法律ということで、消費生活用製品安全法を挙げております。

28ページですが、ライターにチャイルドレジスタンス対策をほどこした場合の副次的効果ということで、こちらは皆様に初めてご紹介する資料ですが、10月19日に東京消防庁のほうで報道発表された資料を参考として付けさせていただいております。ロック機構がない電子ライターは容易にスイッチが入ってしまうため、「置き忘れ、しまい忘れた電子ライターにご注意を！」と、「思わぬところでスイッチが入り火災発生！大変危険です」ということで、こうした内容が記載されております。ちょうど、私どもの協議会の中で皆様にご協議いただいている途中でこういう発表がタイムリーにされたということでございます。

30ページをご覧くださいなのですが、課題として、ライターを規制するものとして、国内には、業界団体の自主規制や任意の規格しかありません。そのため、ライターすべてを網羅した安全対策が図られておらず問題であり、国内に流通するライターすべてに安全対策及びチャイルドレジスタ

ンス対策を実施するためには、法律により規制することが早急に必要であると考えたと述べております。

31ページから33ページまで、「その他の課題」ということで、まず、チャイルドレジスタンスを実施した場合の試験の実施についての課題、輸入品への対策、販売方法の検討、保護者への普及啓発。あと、ライターも製品ですのでさまざまな特許が取られているので、その特許の取得状況などについて述べております。

34ページからが、この報告書の最も重要な部分であります協議会からの提言です。こちらでは、5点について提言しております。まず(1)のアとして、国に対して、国内に流通するライターにチャイルドレジスタンス対策を実施するために、法律などによる規制を行うことを念頭に検討することをお願いいたします。

また、35ページのイとして、それとあわせて、チャイルドレジスタンス対策に関する試験に係る取組を行うこともお願いいたします。

ウとして、製造事業者の方々には、当面の間、国内に流通するライターのチャイルドレジスタンス対策を検討するよう努めることをお願いいたします。販売事業者の方々には、ライターの店頭での取り扱いに注意を払うよう努めることをお願いいたします。

次に、(2)のア、「消費者への積極的な注意喚起・普及啓発」というところでは、東京都が行うこととして、子供のいる家庭の保護者に対し、安易な場所にライターを置かないこと、できれば、簡単に操作できるライターは買わないこと、子供に火の怖さを教えることなどを注意喚起・普及啓発することが明記されております。また、事業者の方々とともに、消費者に事故情報の通報を呼びかけることとなっております。

36ページのイの「教育機関への働きかけ」では、東京都は、より効果的な普及啓発を行うために、教育機関及び保育機関などに本協議の結果を情報提供し、子供たちに火の怖さを教えることを働きかけることとなっております。

こちらまでが36ページで終わっておりますが、37ページ以降は資料編として続きます。

以上で説明を終わります。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

今、ざっとご覧いただきましたように、3部構成というか、まず必要性ということ、2番目が現状、これはデータと事例の両方をあわせてポイントになる現状を指摘しています。特に今回の特徴と言えるのは、各国の海外事務所7カ所にいろいろご協力いただいたり、お問い合わせをして、荒木課長さんご自身もバリにおられたご経験もあったようですので、1個がいくらかというようなこと、先ほどご説

明があった年齢の設定、テストをする時の子供のグループ分け、年齢分け、あるいは、51カ月というところで一つのポイントが出ておりますが、その辺で切って対象グループをつくるということの理由、そういうことも含めて、ここに情報として掲載させていただいております。

これは非常に貴重な情報ではないかということで、大いに役立てなければいけませんね。アメリカの場合、平成6年からかなりの規制というか、検討が本格的になされているわけですので、15年以上後れるということで、日本は、大抵のことは15年ぐらいずつ後れていることが多いですね。もちろん、進んでいる部分が全くないというわけではありませんが。

そのようなことをご説明いたしていただきまして、第3回の部分が、先ほどもお話しいただいた提言の部分ですね。これは、行政サイドと消費者サイド、それから、喫煙具の協会のメーカーあるいは販売業者、その両方をあわせて、大きく分けるとその3つのサイドがありますので、そこは十分にすり合わせをしていただきたいと思います。私が拝見した範囲では、「要請」ではなくて「提案する」とか、ややソフトにと言っては何ですが、表現を変えていただいたので、仲野委員から、特に後でご感想もいただければと思います。お立場もありますし、経費がかかることも出てきますので、冒頭にも申し上げましたように、法律的に強制力をかけることは最後の手段でありまして、今のアメリカやEUもそうですが、なるべくボランタリーに製品をつくっておられるメーカーサイド、あるいは、販売しておられるところ、それを調整しておられる社団法人や財団法人が、ボランタリーにご協議いただいて、いい方向に一つのルールをいただくということが一番望ましいので、日本は別に独裁国家ではないので、成熟した民主主義国家はそういう方向で進んでおりますので、その辺も踏まえご理解をいただければと思います。

最後に、資料は、ページのどのくらいの厚さになりますか。ページの、今考えておられるのは、前の回のときもありましたし、毎テーマずつ、いろいろと資料を精査して付けていただいておりますが。

**安全担当係長** 表紙、目次を抜かして、本編から始まって86ページになります。

**詫間会長** そうですか。

今、申し上げましたように、いろいろなサイドから、この報告書を既に注目しておられるところもありますので、その方々にとっては、もちろん本文が一番大事ですが、その裏付けになるものは何かということを熱心な方は見られるので、そのときに、それに準拠するような資料が付いていることは非常に大事です。場合によっては、研究者の方もこれからどんどん出てまいりますね。

関西のほうでは今度、社会安全学部という新しい学部も今度の4月に向けて設置されるようで、今もう発表しておられますが、そういう状況で、本格的に安全の問題、消費者安全の問題を含めて研究

がなされていくと思います。こちらの近くでは、危機管理学部というものも日本で初めてできていますので、今後、そういう研究・実践のためにも役立てていただけるとうれしいという感じがします。

それは、一つには、文中にもありましたように、ここにも持丸先生が産総研からおいでになっておりますが、試験方法として、客観的で妥当かつ適切な試験がきちんとないと、なぜ危ないのか、なぜ安全なのかと言われたときに説明がつかないわけです。私がそう思います、ではだれも納得しませんので、データを出していかなければいけない。試験のデータを出していく。その前に、現状、実態としていただいている、実際にこういう事故がこのように起こっており、それが傾向として減らない、むしろ増えているというデータも必要ですが、製品そのものに対する科学的な実験結果のデータもこれからますます注目されていくと思います。そういう観点で、文中にもいろいろと貴重な資料が載っておりますが、そういう付属資料を精査して付けていただけるとありがたいと思います。

いかがでしょうか。本日のメインは、「子供に対するライター安全対策報告書(案)」の「(案)」を取ることができるかどうかということです。

大体、メール、ファックス、電話等で、ポイントになる点については相当すり合わせをここ1カ月くらいの間にしていただけたので、赤いところを特に中心にご覧いただければ、相当程度皆さんの合意をいただいているのではないかと存じます。

それでは、今ご説明をいただきましたものも踏まえまして、お手元にあります報告書案について、各委員、特別委員、ご了承いただけますか。

**仲野委員** 「(案)」を取ることにについてはやぶさかではありませんが、それに対しまして、再度、業界の考え方について、確認の意味で申し述べさせていただきたいと思います。

**詫間会長** それは、まず「(案)」を取ることをまず了承いただいて、この報告書を正式なものにさせていただいた後で、そういう具体的なご意見、ご感想をいただくということによろしいでしょうか。

**仲野委員** わかりました。

**詫間会長** そのようにしていただければと思います。

今、仲野委員からもコメントをいただきましたが、ほかの委員の方はご賛同いただけたようですので、本文については正式に報告書として、本協議会から東京都に対してご報告申し上げるという手続になります。東京都の責任者が秋山局長さんですので、正式な報告書を皆さんにお配りした後で、お手渡ししたいと思います。

#### (報告書配付)

**詫間会長** それでは、ご感想をいただいてからお渡しすることにしたいと思いますので、仲野委員から、社団法人日本喫煙具協会の役員をお務めですので、ご感想をおっしゃっていただけると



ありがたいと思います。

**仲野委員** 本日、協議会が最終回を迎えるに当たりまして、業界の立場を、再確認という意味でもう一度お話しさせていただきたいと思いますので、若干、お時間をちょうだいしたいと思います。

当初から申し上げておりますが、日本喫煙具協会では、日本国内におけるチャイルドレジスタンス機能の必要性についての十分なコンセンサスができていないのが現状です。ですから、本日の報告書を協会に持ち帰り、今後、どのような対応が可能なのかについて検討を進めていきたいと考えております。

私は、本協議会に参加させていただき、協議会がスムーズに進行するよう、資料の提供等を通じて全面的に協力させていただいたと考えております。しかし、そのことをもって、協会が法などによる規制を積極的に求めているとの誤解を生んでしまったとすると、それは私の本意ではありません。

一方、マーケットの現状から考えますと、協会での自主規制について会員事業者の理解を得ることは困難であると判断しております。したがって、実効性のある効果を期待するためには、強制力を持った措置が必要であるとの考え方を従前は述べさせていただいてきましたが、このことは、日本喫煙具協会が進んで法の適用を求めているものではないということ、ぜひご理解くださるようお願いいたします。

前回の協議会でもお話しさせていただきましたが、国際的なライター的安全基準では、子供に関する警告表示を最重要項目に挙げて、「keep out of reach of children(子供の手が届かないようにしてください)」という文言を、他の文章よりも強調して、文字を大きくしたり、文字の色を変えたりして強調して表示するように基準上要求しております。

日本喫煙具協会ではライターの安全対策を最重点事業として取り上げており、ディスポーザブルライターでは本体に注意表示ラベルを貼付し、また、注入式ライターでは個装箱に注意表示を添付することなどにより、「子供に触れさせない。」の表示を行ってきております。

報告書の25ページに、このようなラベルや、個装箱に入っているような注意表示等があります。実際には、ライターに貼付されているものはこのような小さなものなので、読めるか、読めないかという議論もありませんかと思いますが、昭和52、53年から、このような表示を個別に行って、子供さんに対する注意をお願いしているという現状もあり、本協議会としてご理解をちょうだいしたいと思っております。

子供さんの悲しい事故を防ぐ方策として、すぐにでも始められ、効果がある対応策は、ご家庭における火の取扱いやライターの保管について、保護者の方々にご注意をお願いすることが一番の方法ではないかと考えております。これらの普及啓発につきましては、関係各方面のご理解とご協

力をお願いしたいと思っております。

私ども協会では、自主規制を検討したり、国が対応策を検討するには、それなりの時間が必要になると考えておりますので、当面できることとして、ご家庭における保護者の方のご注意をお願いしたいという強い気持ちがあります。

最後になりますが、詫間会長をはじめ委員の先生方には、子供さんに対するライターの安全対策の検討に貴重な時間をお割きいただきましてお礼を申し上げますとともに、清宮部長さんをはじめ東京都の事務局の皆さん方には、資料の収集・整理や会議の進行に大変ご苦勞をいただきましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

ご承知のように、協会も社団法人ですから、個々のメンバーの会社に強制力を持っているということではありませんので、お立場は十分にわかります。最後におっしゃったように、さらに、コンシューマーエデュケーションも非常に大事だということで、それは報告書の中にも書いてありますので、今おっしゃったことを協議会としても記録させていただきまして、次のステップに生かすようにさせていただければ幸いかと思います。

一応、そういうことでご感想を、業界というか、メーカーサイドの調整役として代表されておっしゃっていただきました。

それでは、これを正式な報告書として東京都にお手渡ししたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、局長さん、よろしく願います。

#### (報告書手交)

**詫間会長** それでは、今、お手渡しをしました段階で、秋山局長さんから一言ご挨拶をいただければと存じます。

**生活文化スポーツ局長** 生活文化スポーツ局長の秋山でございます。

ただいま、詫間会長から、「子供に対するライターの安全対策」についてのご報告をちょうだいいたしました。委員の皆様方には、お忙しい中、貴重なご意見を賜りまして、精力的にご協議をいただいで誠にありがとうございました。重ねて御礼を申し上げます。次第でございます。

今回のテーマは、子供のライター使用による火遊びが、幼児を含む重大な死傷事故につながっていること、また、調査によりますと、子供が誤ってライターを使用してヒヤリとした経験を持たれた方がいることに着目したものです。本日は、机上にも記事を配付させていただきましたが、水戸での事件でしたが、今月13日に、ライターの火遊びが原因である可能性があると言われている火災で、留

守番中の2歳と1歳のご兄弟が亡くなるという大変悲惨な事故も発生しておりまして、件数の高さだけでこれを論じることはなかなかできないのかなと思っております。

ご報告の中にもありましたとおり、欧米では、子供が簡単に操作できないようなライターしか販売できない規制が行われているということですが、日本ではまだそこまで行っていない状況でございます。

ただいまいただきました報告では、大きく分けて2つの提言をいただいたと思っております。1つ目が、子供に対するライターの安全対策として法的な規制が必要であり、また、事業者などによる自主的な取組も求められているということ。2つ目が、誤使用を防止するための消費者への普及啓発です。

都としては、このたびの貴重なご提言の内容を安全対策の具体的な取組に生かせるよう、消費者庁など国の関係省庁に法規制の実現を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。また、関係業界の皆様方に対しましては、要望を行うとともに、ただいまの仲野特別委員から、関係業界そのものはコンセンサス前の段階にあるというお話、子供への注意表示など努力をされているというご意見がございました。そういうことも受けまして、広く都民や関係者にも注意喚起の周知に努めてまいりたいと思っております。

この協議会では、これまでも子供の安全対策について随分ご検討をいただきまして、前回は、「ベビー用のおやつによる窒息事故防止のための安全対策」ということで、国や業界団体の皆様には提案・要望をいたしました。この結果、国は新たに母子健康手帳に注意喚起などの記述を追加しました。また、業界団体の皆様からは、注意表示に関するガイドラインを設定するという動きが具体的に出て、大変大きな成果を上げたところでございます。

本協議会の委員の皆様方には、また今年度末に新たなテーマの下で協議会を立ち上げてご検討いただきたいと思っております。引き続きご協力のほどをお願いしたいと思っております。

最後に、今後とも、都の消費者行政発展のためにお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

今のご挨拶の中にもありましたように、提案の中で、保護者その他を含めて広く、啓蒙という言葉を使っていいかどうかわかりませんが、教育的というか、学習的というか、そういう情報を流していかなければいけないということがありました。その最たるものが、本日もここにたくさんおいでですが、プレス、メディアのご協力もいただかなければいけないと思います。後になります、もちろんホームページにもアップされて、また、リーフレットなどで相当の部数を、今おっしゃったベビー用のおやつのも十数万というオーダーでパンフレットを作成して配布していただきましたように、そういう普及

の努力もしていただくことが大切であるということが、この提言の最後のほうにまとめてとして書いてありますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

プレス発表に対する材料、内容についてお配りされているかと思いますが、事務局のほうでご用意いただきましたので、せっかくの機会ですので、簡単にご説明いただいて、これをさらに有効に活用するためにコメント等がおありになる委員の方は、ご説明の後でおっしゃっていただければありがたいと思います。

では、丹野さん、お願いします。

**安全担当係長** それでは、先ほどお配りいたしましたプレス発表資料について説明いたします。こちらの資料をご覧ください。プレス発表用の資料につきましては、1枚目がかがみの部分、2枚目には参考資料1、3枚目以降が参考資料2ということで構成されております。

まずかがみの部分ですが、表面では、1として「報告書の主な内容」ということで記載しております。こちらの内容については、先ほど私から報告書案をご説明するときにさまざま用いさせていただいた内容を凝縮して記載させていただいております。この中でも最も重要な部分は、(4)の「子供に対するライターの安全対策に係る提言」です。こちらは、より目立つように表現しております。

続きまして、裏面をご覧ください。2ということで「東京都の対応」です。まず(1)で「国及び事業者団体への要望」、(2)で、先ほどからもお話がありますとおり、「消費者への注意喚起」ということで、具体的には、お子さんがいるご家庭に対して、4点について注意喚起を行うということで記載しております。

その後、参考資料1につきましては、協議会の概要について簡単にご説明の資料として付けております。

参考資料2については、先ほどの報告書の概要版ということで7ページ程度に凝縮して報告書の内容を載せております。

なお、このプレス発表資料は、この場でオープンとなります。また、あわせて、協議会終了後に都庁の記者クラブに投げ込みを行います。時間は4時半を予定しております。

それと同時に、ホームページにもアップしたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。以上です。

**詫間会長** どうもありがとうございました。

今、ご説明をいただいたとおりですが、考え方によっては、報告書自体よりもこちらのほうが大事なわけですので、何か気づかれた点、扱い上の注意事項などがありましたらおっしゃっていただければと思います。

4時半に、各社のボックスに入れていかれて、その後、記者の方が集まっておられるところでまた口頭でご説明はされないのですか。

**安全担当係長** それはいたしません。ただ、この場にいらっしゃっている方たちには、この時点でオープンということにさせていただいております。

**詫間会長** またそれを細かくご覧になって、場合によっては細かいことについてお問い合わせ等があった場合は、課のほうで受けていただくということですね。

**安全担当係長** はい、こちらで対応いたします。

**詫間会長** そうですね。お渡ししただけということにはならないと思いますが。

そういうことで、カラー刷りの絵も含めて、1ページの一番上にはノベルティライターの絵が載せてありますが、こういうものは、2ページの、実際の事故が起きた状況のカラー写真など、なかなか注意を引いて見ていただけるのではないかと思います。

11月14日の水戸の県営団地でしたか、1歳と2歳のお子さんが亡くなった事故がつい最近でしたが、それはここにはまだ反映されていないと思いますが。そういう重大事故が引き続き起こっていますので、法律で、消費者庁が10日以内でしたか、発表しなければいけないという事故に相当するわけです。焼け跡から、5個か何かのライターが見つかったという記述がありましたが、まだ詳しいところまでは判明していないのだらうと思います。

メディアの方も大変お忙しいので、この報告書を一から十まで、86ページを全部ご覧になるお時間もないので、このようにポイントをまとめていただいたものをご覧いただいたほうがご理解が早いのではないかと思います。資料をまとめていただきました。

前回のものと比べると詳しいということはありませんか。大体こんな内容でしたか。

**安全担当係長** ベビー用のおやつの時とボリューム的には同じくらいです。

**詫間会長** そうでしたか。

くどいようですが、前回もちろりと申し上げたかと思いますが、今、秋山局長のご挨拶の中にもありましたが、ベビー用のおやつについては母子手帳に載ったということはものすごい影響力がありますね。健診のときにすべての保護者の目に入ることになりますのでね。その前も、子供服、パイプの安全についても、それぞれの業界の調整団体のほうで自主的に改善策を検討していただき、実際にそれを実行していただけたという実績がありますね。今、たまたまベビー用のおやつについてだけご紹介いただきましたが、そういう経過がございます。

それでは、プレス用発表資料についても、ご了承いただけたということで、協議会としてはこれを了承させていただきまして、今の時点から公表されるということになると存じます。

それでは、オフィシャルな手続はこれで終わったと思います。

**生活安全課長** 今回が最後になりますので、委員の皆様からご感想のようなものを伺っていただければと思います。

**詫間会長** それでは、委員の皆様から一言ずつご感想をいただければありがたいと思います。

山中先生からお願いいたします。

**山中委員** 小児科医は火災を扱うことがないので実態を知りませんでした。重傷度が高く死亡例が多いということをよく認識いたしました。今回の報告書によって早めにチャイルドレジスタンスのライターが売り出されるようになると思います。

現在、1歳、2歳の子供が実際に亡くなっているようですが、その子たちに対してライターの使い方の指導はできないので、保護者に対してのアプローチが必要となります。消防関係の方が保護者の指導をなさっているのかどうか知りませんが、1歳、2歳の犠牲者がいるということは、保護者に情報が行き渡るような場が必要だと思います。小児科で行う健診のときにライターの使い方の指導をするのはなかなか難しいので、少し検討しなければならないと思いました。

資料はよくまとまっており、しっかりした内容ですので、ぜひこれを実現していただければと思います。

以上、感想です。

**小野委員** キッズデザイン協議会の小野でございます。

今回、本当によくまとめられたと思います。最初は、どういう形でまとまるのかなと思っていたのですが、想像以上の出来上がりになったのではないかと、感心しております。子供を巻き込む事故というのは、子供自身に注意喚起をしても、あるいは、親御さんに注意喚起をしても限界があります。子供を取り巻く社会の多くの人たちが、事故から学習して、その原因を取り除いていくことが本当に大切であると思います。今回のライターの検討から、しみじみとそう思いました。これを機会に、いろいろな製品にも目を向けて立ち向かっていきたいと思います。ありがとうございました。

**山上委員** 消費相談員協会の山上でございます。

東京消防庁の清水様、日本喫煙具協会の仲野様から貴重な資料をいただきながら、素晴らしい報告書ができたと思っております。かわらせていただけてうれしく思っております。ありがとうございました。

こういうチャイルドレジスタンス機能があること自体、実は知らなかったということでお恥ずかしい限りです。こういうものこそ、すき間事案と言いましょか、より安全な生活のためには必要な部分だと思えます。早急に消費者庁にもご提出いただき、国において全体的な取組ができるような形になっ

てもらえればいいなと思っております。

それとともに、消費生活センターには、ヒヤリ・ハットを含めた事故のご相談がなかなかお寄せいただけないという残念な現状があります。なぜ、こういうヒヤリ・ハットを含めた事故情報が必要なのか、そこのところをもう少し丁寧にお伝えすることによって、たとえ親のうっかりミスであったとしても、事故情報を伝えることがいかに大切なことであるか気づいてもらいたいと思っております。子供の事故を消費生活センターに伝えることによって、同じような第二、第三の事故が防げる、貴重な情報であること。親だけではなく、今はおじいちゃんやおばあちゃんも子育てをしていると思いますので、そういうところも含めて消費生活センターへ事故情報をお寄せいただけたらと思っております。

ありがとうございました。

**持丸副会長** まずは、立派な報告書をつくっていただきまして、ありがとうございます。

この後、我々の宿題になるのは、法規制の前段階として試験方法と試験機関の話があります。本当に子供を使って試験をするのかということも含めて、もう少し議論しなければいけないと思っております。幸か不幸か、特許の問題もあって、チャイルドレジスタンスをするときに少し重くするという選択肢が出てくる可能性が高いと思っております。我々が早急に取り組めるのは、子供の発揮力、高齢者の発揮力あたりをしっかりと調べて、それをお示しするだけでも、少しは物づくりのほうに役立てていただけるかなと、このように思っております。

**清水委員** 東京消防庁は、従来から、火遊び等については注意喚起の広報等を積極的に行ってきましたが、なかなか行き渡らずに、こうした痛ましい事案が一向になくならないという現状があります。ここで、生活文化スポーツ局でこうした問題を取り上げていただいて、非常にありがたいと感じております。

痛ましい場面も数々見てきている現場の人間としても、ぜひ、こうした事案がこれだけ多くあるということを、多くの人にご理解いただいて、関係機関の皆様には、このチャイルドレジスタンス機能の実現に向けて努力していただければと思います。今まで、付いていけば失われていなかった命がきっと多くあると思いますので、その辺を生活文化スポーツ局などと一緒になって注意喚起していきたいと思います。

あと、補足になりますが、来年4月から、既存の住宅にもすべて住宅用火災警報器の設置が義務化されます。こうした子供の火遊びも含めて、火災の防止あるいは拡大の抑制には住宅用火災警報器が非常に有効であるというデータもありまして、あわせて注意喚起を図っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**小林委員** みらい子育てネット東京の小林でございます。

今回、この協議会に参加させていただきまして、大変勉強させていただきました。ありがとうございました。

報告書も完成しまして、今、私が思いますことは、ライターに限らず、子供を取り巻く、あるいは、子育て環境の中に置かれているものの中で、事前に回避することができる、危険につながるだろうと予測できるものの中で、危険が起きないうちに回避することができる物理的な部分については、ちゅうちょすることなく改善していただきたいと思います。ですが、そればかりではなく、日常的に、親も子も、教育されたり、教育したり、学習したり、学習することをお互いに交換し合ったりというようなことを通じて、親も大人になっていくし、子供も育っていくと思います。

ところが、例えばライターのことを考えてみると、あまりに日常の中にとけ込みすぎている商品であり、このたび、この会合を通じて、私もいろいろなところで子育て中の親御さんを相手にしながら、ライターのことについて話を向けると、残念ながら、ほとんどの方がほとんど関心を示しませんでした。それで、何日ごろにこういう記事が出たでしょう、ニュースでもやっていたでしょう、見なかったかと尋ねても、残念ながら、子育てに忙しすぎて、テレビも上の空、ニュースや新聞などほとんど見ていないというのが現実で、危険が自分の家にもあるかもしれないということをほとんど感じていないで、目の前のことに夢中というのが現実であるということを一方で知ることができました。

危険を回避するための注意喚起をされたときに、それを受けとめる側がきちんと受けとめられるという精神的なゆとり、生活の環境、両方が大切です。それからまた、危険を回避するということに対して社会全体の感性が育っていくことが必要なと思います。

もう一つ、私が今回、お母さんたちの中で、例えばライターの話をするときに、具体的にお示できるものが手元にはなく、いただいた資料の写真などで、差し障りがないものを使用して、こういうライターを見たことあるでしょうというようにお示することができましたが、そういう材料になるものがあると、これから先の私たちの活動にもとても役に立つと思います。

それから、店頭などにおいても、ライターが売られているところに、現実には、お子さんの手が届くところに今も売られていますので、そこで大きな字で、「お子さんにはさわらないで」と書いておいていただけると少し違うのと思います。どこにどのようにして働きかけたらそういうことができるのだろうかということも今考えております。もし、そういうところでお力添えをいただけるのであれば、ぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

**鎌田委員** 国民生活センターの鎌田でございます。

私どもは、製品事故の原因究明を行っている機関の一つですが、事故の原因を調べたときに、そ



の原因が、誤使用であった、製品に問題があった、あるいは、そのどちらにも当てはまるというケースが考えられると思います。消費者側から見ると、表示に不備があったとか、想定される使用法であったという主張があると思います。また、一方で、事業者側から見た視点では、表示しているのにそれを守らなかった消費者が悪いと。例えばライターに限れば、親の監督不行き届き、監理責任等というところもあるかと思えます。ただ、今回のこのライターの場合は、どちらがということではなくて、消費者側の使用法もそうですし、事業者側も製品を改善・改良すれば、そうした事故が激減すると感じました。

もう一つは、前回の委員会のときでしたか、持丸先生から、チャイルドレジスタンスを採用すれば、子供の事故は激減するだろうが、逆に高齢者の方などが使いにくくなるケースも多々出てくるのではなかろうかというご意見がありました。私もそのことを少し危惧しております。

これは聞いた話なのですが、アメリカの事例で、狭心症の患者さんが常用するニトログリセリンを子供が誤って飲んでしまって、重篤な事故か、死亡事故か、そこまではわかりませんが、そうした事故があったと。それで、子供がその薬を簡単に開けられないようにしたケースをつくったところ、逆に、薬を常用されている高齢者の方が、発作が起きたときにそのケースを開けられずに大変困ったという事例もあったということを知ることがありましたので、そうしたことが今回のライターにも一つ通じるところがあるのかなと、今、感じている次第です。

ただ、報告書に関しましては、本当に短期間で立派にまとめられていると思います。感謝とともに私どもも見習わなければいけないと思いました。

**詫間会長** どうもありがとうございました。それぞれの委員、特別委員から貴重なご感想やコメントをいただきまして、今後のこの報告書の活用に向けて役立つのではないかと思います。

そういうことで、暑い時季から、最初は3回の予定でしたが、精力的に4回の協議会を開いていただきまして、今、委員の方からもありましたように、立派な報告書がまとまったことは、会長としても非常に感謝いたしており、御礼申し上げたいと思います。

データ等については、東京消防庁から貴重なデータも毎回いただいたりしましたし、また、日本喫煙具協会からもその都度、関連の大切な情報をいただいたことが、この報告書をより実り多いものにするに役立ったのではないかと感謝申し上げたいと存じます。

たしか、暑い時季に、冒頭に申し上げましたように、大事なことは、報告書がお蔵入りにならないということであって、私も国レベルのいろいろな会合にも関係しておりまして、報告書ができて、どこかのロッカーの中に保管されていて、それが外に出てこないというケースが時に見られます。今回はそういうことはないと思えますが、本協議会の場合は、その都度、国、特に発足間もない消費者

庁に働きかけをいただくこと、都自体も、ホームページだけではなくて、リーフレット、パンフレットその他についても今後引き続きご努力いただけるということでございます。

それから、小林委員、山上委員からもコメントをいただきましたように、普及する、あるいは、啓発・啓蒙という部分もあると思いますが、インフルエンシャル・パーソンといいますが、実は、きのう、この近くで、フレーザーという子宮頸がんのワクチンを開発されたクイーンズランド大学の先生がおいでになって、これはノーベル賞級の業績ですが、その研究自体も大事であるけれども、そのワクチンは今のところ100カ国で承認されていて、日本はつい先月ですか、ようやく厚労省が承認したというようなことで、その点はびっくりしておられました。そういうこともあるから、それぞれの消費者団体の方も含めて、インフルエンシャルなパーソンが、ものすごく有名ではなくてもいいですが、そういうお立場で周りに影響を与えられるような方が、この内容について、少しでもいいから 今のワクチンのことについては、子宮頸がんがワクチンで治る、がんが予防注射で治るというものは今のところはこれだけで、全世界の話では、27万人もの若い方が、特に20歳から24歳、しかし、50歳以上の方もなりますからね。それから、男性もしたほうがいいと。話は飛びますが、そういうようなことを啓蒙していかないといけないと。純粋な研究者でもおありですが、啓蒙について非常に熱心にお話をなされたので非常に印象的でした。

そういう意味で、都の場合はそういうことはないと思いますが、この報告書の活用をこれから大いに図る道を、これで終わったからとお蔵入りにならないようにお努めいただければと思います。

最後に、国民生活センター、消費者相談センターですか、かなりの数があるので、そこに、重篤なものはもちろん法律的に調査されますが、ヒヤリ・ハットについての情報も寄せていただけるような啓蒙もしなければいけない。先ほど山上委員がおっしゃったとおりかと思しますので、そういう点についても、今後、都のほうもご努力いただいて、飯田橋のセンターを通じて、また周りにお声かけをしていただければ大変ありがたいと思います。

先生方、大変お忙しい中、4回にわたって非常に熱心なご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これをもちましてご挨拶にかえさせていただきたいと存じます。

**生活安全課長** それでは、これにて閉会といたします。先生方、どうもありがとうございました。

**16時14分閉会**